

國十二回 參議院通商產業委員會會議錄第十二號

昭和二十六年十一月十九日(月曜日)午後二時五分開会

出席者は左の通り
委員長

委員 球事 古澤 健三君

「異議なし」と呼ぶ者あり

お願いいたしたいと思います。

片岡文重君
小松正雄君
島清君
境野清雄君

事務局側

常任委員
専門員
常任委員
専門員
山本友太郎君
小田橋貞壽君

說明員

通商産業省通
商振興局長 井上 尚一君
中小企業振
興部金融課長 谷 敦 寛君

○輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中七郎君) これより通産省
委員会を開催いたします。本日は輸出
信用保険法改正法案並びに中小企業信
用保険法改正法案を議題といたしたい
と思います。

○委員長(竹中十郎君) それでは御異議ないと認めまして逐條説明を願います。小笠長官並びに金融課長谷敷君にお願いいたしたいと思います。

○政府委員(小笠公詮君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を極く簡単に御説明申上げます。

第一章を設けまして、このたびの改正の一つは、本法の第一條を、従来は金融機関に対する債務の保証といふことがなかつたのであります。いわゆる保険では信用保険だけであつたのを今度は「指定法人の中小企業者の金融機関に対する債務の保証」という……、これは簡単に申上げますと、信用保証協会の債務保証を保険にかけ得るということをするために、本法の第一條の目的を書いたということが中心であります。本改正はそれに伴いまして必要な規定を設けたのと、もう一つは、従来の信用保険法における一企業者に対する貸付金は保険にかけ得る貸付金の総額が三百万円でありましたのを五百万元に引き上げた。この二点にあるのであります。逐條につきましては金融課長から御説明申上げることにいたしました。

○説明員(谷敷寛君) それでは今回の改正法律案につきまして逐條御説明を申上げます。内容は十二項目ございまして、そのほかに附則についておりま

すが、最初から逐條説明申上げます。これは改正前は章別に区別はしてございませんで、一本の法律になつておつたわけですが、今度信用保証協会に対する保険の制度を新らしく設けることになりましたので、そのため新らしい章を設けることにしたわけであります。従いまして内容を第一章から第四章までに区分しましたので、それに伴いまして目次と章名、それから第一章総則といふのを法律の一番最初に附加されることにしたわけであります。次の第二点が、第一條中「貸付」の下に「及び指定法人の中小企業者の金融機関に対する債務の保証」を加え、「信用保険」を「保険」に改めると、いわゆる「保険」と「保険」の混同を防ぐための措置であります。これは第一條は法律の目的を書いておりまして、従来金融機関の中小企業者に対する貸付のみを保険の対象にしておつたわけであります。今度信用保証協会を保険の対象にすることになりましたので、これを附加えたわけであります。なお「信用保険」を「保険」というふうに改めましたのは、第二章、第三章としまして、金融機関に対する保険と、それから信用保証協会に対する保険と両種の制度ができましたので、これを広く保険といふふうに改めたわけであります。第二点は第二條の改正であります。第二点は第二條の第一項のうち第二條の第一項のうち第三項の「資本金額(株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額)」とありま

ます」を「資本の額若しくは出資の額」に改める、これが第一点であります。ですが、これは改正商法の施行によります。それで株式会社制度というものが廃止されましたので、これに応じて括弧の中がこういうふうに分けて書く必要がなくなりました。資本の額若しくは出資の総額ということで十分になつたためにこういうふうに改めたわけであります。それから同じく第二條に一項を加えまして、指定法人の定義を書いたわけであります。これは指定法人といふのは、現在の信用保証協会のことを言ふわけですが、信用保証協会は信用保証協会法というような特別法がまだできておりませんので、民法に基く公益法人で運営されておるわけであります。従いまして、これを法律の上で書き現わしますと「中小企業者の金融機関に対する債務の保証をする」とを目的として民法第三十四條の規定により設立した法人」であると、こういふことになるわけであります。今度の改正後の運用におきましては、信用保証協会を政令で一々個別的に指定するというやり方をとる予定になつておりますので、ここで特に政令で指定するものというふうに書いてあるわけであります。現在財團法人が三十九、事務的には考えております。それから第四番目の改正條文は、「第二條の次に社団法人が十二、合計五十でござりますが、特別の支障のない限りは全部指定をする方針で行きたいというふうに事務的には考えております。それから次の章名を加える。第二章 金融機関を相手方とする保険】これは今度の信用保証協会に対する保険制度を第三章といふように一章作りましたので、これに対応しまして現在やつております金融機関を相手方とする保険を第二章といふことでまとめたわけであります。その後に第五番目の條文は、「第四條第二項中「三百万円」を「五百萬円」に、「一千万円」を「二千万円」に改めます」という改正であります。これは現在この保険制度の対象になります一件の貸付の最高限度は、個々の企業につきましては三百万円、中小企業等協同組合につきましては例外的に一千万円といふふうになつておりますのを、この限度を引上げまして、三百万円を五百万円、中小企業等協同組合につきましては一千円を二千円といふふうに限度を上げようという内容でござります。それから第六番目が「第九條の次に次の第一章を加える。第三章 指定法人を相手方とする保険」、この第九條の二以下第九條の五までを今度新らしく新設いたしまして、この條文によりまして信用保証協会を相手方とする保険制度の内容を規定しておるわけになります。最初の條文が第九條の二になるわけであります。これを読みますと、第九條の二 政府は、会計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が中小企業者の金融機関からの借入による債務の保証をし保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、

政府と当該指定法人との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。2 前項の保険関係においては、保証をした借入金の額を保険金額とし、中小企業者に代つてする借入金の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険金額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。3 政府は、第一項の保険関係が成立する保証をした借入金の額の総額の指定法人を通ずる会計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することできない。

に關しまする第三條の規定に対応する條文でございまして、信用保証協会に対する保険の根本的な問題を規定したものであります。第一項は契約の締結の方式を規定しておりますて、これは指定法人のほうから通知がありましたら、自動的にその法人に対する一定額の枠の範囲内で当然保険關係が成立する、こういういわゆる予定保険契約という形の契約をするわけであります。もう少し詳しく申上げますと、会計年度の半期ごとに、当該保証協会に対しましては何億なり何十億なりといふ枠を設定いたしまして、その枠まで保険契約をするのだといふまあ枠を與えまして、その枠の範囲内では保証協会側が保証をしたという通知を政府にしますなれば、それによつて保険關係が成立していく。こういう形になるわけで、現在の金融機関に対する保険 この点は全然同じであります。こうして、現状にして締結しました保険關係が第二項に規定されておるのであります。

りまして、現在の信用保証協会が行なつております保証は、中小企業者の金融機関に対する債務の利息をも含んだ包括的な保証である場合が普通であります。ところが利息をも含んでおりますと、保険の目的である金額が不確定になりますので、これを借入金の元本に相当する部分だけに限定をしようといふわけであります。「保証をした借入金の額」というのはそういう意味であります。そこで信用保証協会が中小企業者に代つて借入金の弁済をしました場合に、中小企業者が全額債務不履行になつた場合は勿論保険の事故になるわけであります。一部は自分で弁済しまして他の残額を信用保証協会が代位弁済をしたという場合にも信用保証協会が代位弁済した部分のみについて保険の事故となるわけです。金融機関に対する保険と違います大きな点は、この場合に保険の金額を保険金額の百分の五十とする点が一番大きな違いであります。金融機関の場合は保険金額は保険金額の百分の七十五になりますので、百分の五十程度を保険するのをやめようとしているわけではありません。第三項は政府は無制限に信用保証協会に対する保険をできるわけではないのであります。これは本来ならば予算案の議決を経まして、政府が締結できる保険契約の総額に範囲をきめて頂くわけでありまします。これには本来ならば予算案の議決のうちに譲るが当然でありますけれども、年度の途中であります予算繰り入れ

変更する余裕がございませんので、最後に申上げますが附則の第二項でこの額を掲げております。これは附則の所で御説明を申上げます。その次が第八番目の條文になりますが、これは第九條の三であります。読んで見ますと、「前條第一項の保険関係が成立する保証をした借入金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。」第二項「前項の借入金の額は、中小企業者一人につき、合計五百万円（その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、二千万円）をこえてはならない。」これは現在の金融機関に対しまず保険の第四條に規定しておりますところと対応する條文でありますと、大体これと同じでありますけれども、たゞ異なつてます点は、現在の金融機関に対する保証では「貸付期間が六月以上のものを限る。」というふうになつておられます。現在保険の対象にならないわけであります。併し信用保証協会が現在行なつております保証は、殆んどが六カ月以下の短期の資金であり、比較的少額の資金でありますので、特に金融機関に対する場合と異なりまして、六カ月以下の短期の資金であつてもこれを保険の対象にする。こういうふうに讀んでおるわけであります。第九番目の條文は九條の四であります。これを読みますと「政府が第九條の二第一項の保険関係に基いて支拂うべき保険金の額は、指定法人が中小企業者に代つて弁済をした借入金の額から指定法人がその支拂の請求をする時までに中小企業者に対する求償権（弁済をした日以後の法定利息及び避けることができるかたづけた費用その他の損害の賠償に係

取得した額（指定法人が借入金の外利
息又は費用についても弁済をしたとき
は、求償権行使して取得した額に、
弁済をした借入金の額の総弁済額に対
する割合を乗じて得た額）を控除した
残額に、百分の五十を乗じて得た額と
する。」これは非常にわかりにくい規定
であります。要するに政府が信用保
証協会に対して保険金を支拂う場合
に、どういう計算によつてどれくらい
の金額を支拂うのかといふ点を規定し
た規定であります。非常にわかりにく
くなつておりますのは、先ほどもちら
つと申上げましたように、信用保証協
会は現実には借入金の元本のほか、利
息その他借入人の負担に帰するような
場合も弁済を期するよう規定があり
ますけれども、保険の計算を明確にし
ます、簡単明確にするために、この制
度では借入の元本だけを保険の対象に
しておるわけであります。従いまして
利息等も信用保険協会が支拂つた場合
にその計算をどうするかといふ細かい
問題が起つて来ますので、それをここ
にこういふように書いたわけであります
。これをもう少し詳しく申上げます
と、保証協会が弁済をしましてから、
保険金の支拂の請求をするときまで
に、求償権行使して中小企業者から
取得した額があつた場合には、当然そ
れを差引いた残額の半分を保険金とし
て支拂うわけであります。求償権を
行使して取得した金額のうちには、先
ほども申上げましたように、元本に相
当する分のほか、利息その他の部分も
含まれておるわけであります。そこで
元本以外は保険の対象とならないので
ありますから、その部分は差引く必要

た中小企業者から、一部を回収するわけであります。でその回収した金額のうちから代位弁済をした日以後の利息を先ず差引きまして、これは信用保証協会の純粹の取分になるわけであります。その利息を差引いた金額につきまして、これを代位弁済をする日以前の利息と、それから元本を加えた金額、それに対する元本だけの金額、この比率を掛けた金額が、保険金を計算する基礎になるわけでありますて、その金額の半分を出す。(笑声)これはあとで数字で計算をした資料を作つてありますので、これを御配付いたしますから、それをもう一度見て頂きたいと思います。

それから第十番目は九條の五でござりますが、これは準用の規定でありますて、第一項は「第五條の規定は、指定法人を相手方とする保険に準用する。」これは第五條の規定は保険料の額を定めた規定でありますて、これは保険金額に年百分の三以内において法律で定める率を乗じて得た金額ということで、百分の三以内であります。それから第二項は、第七條及び第九條の準用でありますて、第七條は保険金支拂請求の時期、これは保険事故が発生した日から六ヵ月以後これを準用しておるわけであります。それから第九條は信用保証協会は代位弁済をした後、求償権の行使に努力をして回収をしなくていいかんといふ義務を規定したわけであります。第三項は第八條の準用でありますて、これは政府が保険金を支拂つたときには指定法人の有していた求償権について代位をするといふ規定を準用してあるわけであります。十一番目は第九條の五の次に次の章名を加え

る。これはいろいろな規定を難則といふ章に一括したわけであります。第十二番目の規定はこれは読み替えの規定でありまして、第十條 これは契約の解除等に関する條文であります。これに対する指定法人を相手方とする保険の場合を加えたわけであります。第十條は業務の委託の規定であります。この業務は商工組合中央金庫に取扱わせることができるというふうになつておりますが、指定法人を相手方とする保険につきましても同様にしようというわけであります。第十二條は業務の管掌の規定であります。通商産業大臣は保険契約を締結しようとするときにはあらかじめ大蔵大臣と協議をするということになつておりますが、信用保証協会と保険契約を締結する場合にも同じく大蔵大臣と協議をするといた規定でござります。

にきめたわけであります。なおそれで
はこれに対する保険基金が必要ではな
いかという問題がありますが、これは
十二月一日から信用保証協会に対する
保険を実施しましても、保険金支拂の
請求期間は事故発生後六ヵ月ございま
すので、本年度内に保険金を支拂うと
いう事態は起りませんので、本年度の
補正予算には資金の増額を要求してござ
いません。二十七年度の予算において
て、これに必要な基金の増額を要求し
ておるわけであります。最後に附則の
第三項は中小企業信用保険特別会計法
の改正でございます。これは特別会計
法には現在金融機関に対する保険の保
険金を支拂つた場合に、政府が代位し
た貸付金債権を回収したものが特別会
計に入つて来るわけであります。今
度の信用保険に対する保険を実施いた
しますと、それに準じまして代位によ
る回収金が政府の收入になるわけであ
りますので、そういうふうに改めたも
のであります。以上が今回の改正法案
の逐條の説明であります。

○委員長(竹中十郎君) 次に第九條の具体的な數字について御説明申上げますと、今中小企業者が金融機関から借りた借入金の元本を百万円と仮定いたします。この百万円の元本に対しまして信用保証協会が代位弁済をするときまでにこれについた金利が十万円ついたと、こういうふうに仮定いたします。それからその他信用保証協会が代位弁済をするときまでいろいろな中小企業者の責に帰すべき費用が十万円かかったとしたとしますと、指定法人は即ち信用保証協会は百二十万円中小企業者に代つて金融機関に代位弁済をするわけになります。そこで今度信用保証協会が先ず百二十万円代位弁済をいたしまして、それから政府に対して今度保険金の請求をするわけでありますが、この保険金を請求するときまでに更に利子がついて来るわけであります、その利子が十万円つくと、こういうふうに仮定いたします。なおそのときまでに利子のはかにいろいろな費用が十万円ついたと、こう仮定いたします。そうちますと信用保証協会としましては、中小企業者が百万円の元本を借りたのに對して、百二十万円金融機関に弁済をいたしまして、なおその後弁済してから保険金を請求するまでの間に二十万円のいろいろな利子、その他の費用がかかつておると、こういうことになるわ

会が保険金の請求をするときまでに回収に努力をいたしまして、仮に中小企業者から五十万だけ金を取立てたと、こういうふうに仮定いたしますと、この五十万円をどういうふうに考えるかということになるわけであります。そこでこの五十万円のうち先ず最初に信用保証協会が代位弁済をしたあとで生じました利息なりいろいろな費用といふものは民法四百九十一條によりまして、当然優先して信用保証協会が取れるわけでありますので、この二十万円を五十万円から差引いてしまふのであります。そうすると保険関係で控除すべき金額は……三十万円だけ受取つたと、こういうふうなことに相成るのであります。そこでこの三十万円を保険金の計算をするときによいふうに振当てるかと申しますと、この三十万円は、信用保証協会が先ほど代位弁済しました利息を含めた百二十万円といふものに対応する金額が三十万円であります。従いましてこの三十万円を百二十分の百、これで割るわけであります。三十万円を百二十分の百の比率で分けるわけであります。そらしますと二十五万円と五万円と、こういうふうになるわけであります。といふことは三十五万円信用保証協会が回収をしましたが、そのうち二十五万円は元本百萬円に対する分、それから五万円は利息その他二十四万円に対する分と、こういふふうに考えられるわけであります。従いましてこの借入元本の百萬円から二十五万円だけは回収した、こういうふうに考え方として、百万円から二十五万円を引いた七十五万円が保険の対象になるわけでありまして、その七十五

れも法律論ではなくに、成るべくもう少し転換率を多くするというような方向で考えたほうがいいというふうに考へておるわけですが、これ又まだ結論を得ていないわけであります。そういうような事情で現行の中小企業信用保険制度全体の改正、もう少し活用しやすいような形に改正して行くと、いう問題につきましては、検討中であるわけであります。他方におきましても中小企業金融の大きな支柱になつております信用保証協会、特にこれは短期資金を多く賄つておるわけであります。そこでこれを国が、各府県の状況を見ますと、もうばつ／＼その財政的負担等の関係から、限界に来ておる。そこでそれを國の力によつて少しずつ欲しいといふ要望が昨年来あるわけであります。これは制度論から申しますと、信用保証協会をいわゆる特殊な法人にして、いわゆる保証協会法といふようなものを作りまして、その保証協会を更に政府が損失補償するというふうな形で以て行くことが最も素直な、私は制度だと思うのであります。ところがこの保証協会を法制化する問題につきましては、いろいろ各方面との折衝の結果、まだなかなかうまく行かない、こういふふうな実情にあるわけであります。従いまして一方から申しますと、保証協会の実体は早急に政府からの援助を要請されておる、いわゆる政府による再保証の実を要求されておりますので、そこでこの信用保険法を借りて、これに責任保険というふうな観念でその実を擧げて行きたい、こういうことを早急にやりたいと考えまして、今回

の信用保険法の一部改正に相成つたわ
けであります。従いまして従来の……、
本来の信用保険といたしましては、金額を、一企業が附保し得る金額の限度を引き上げただけで、多くの改正の問題を引受けたまゝ、大蔵省の間がまとまらない、こういうが現状で実はあるわけであります。で
きるだけ結論を、政府部内の結論を得
て次第に、私は、改正を早急にしないと
御指摘のよろこ点に私もなると思うので
あります。それから保険制度自体が動いて行く前に又今回の信用保証協会の再保証というふうな制度を引きまして、これが活用を図つて行くという意味におきまして、資金を流すという意味におきまして、資金を流すといら
ば、これが活用を図つて行くという意
味においては、できるだけこれに資金を流して行くというふうな考え方を以
てあります。なか／＼成果は御承知
の通り挙がりかねて恐懼に存じておる
次第であります。先ず第一にどうし
ても財政的な資金の導入といふもの、
或いは地方公共団体の余裕金の導入と
いふふうなところに重点を置いて、こ
の中小企業金融の資金源といふものを
確保して参るといふよな形で進めて
おるわけであります。この点につきま
しては御指摘がありますので、一層努力
を重ねて参りたい。こういふふうに
はいろいろな問題がありますが、ま
だはつきりと、例えれば八十五なら八十
五といふ線で落着きそらだと、いふ線ま
で実は参つておらないのであります。

○堀野清雄君 今のお話でよくわかりました。例えれば保険限度の引上げと申上げましたように、私どもは三月くらいでいいのではないか、こういうよ
うな感覚を持つておるのであります。
この点につきましては更に一ヶ月短縮
されるとまらないということは、私ども
のほうとして考へると、中小企業厅と
大蔵省の間がまとまらない、こういう
意味なんですか。

○政府委員(小笠公詔君) 政府部内と
は政府部内のことであります。
○堀野清雄君 よくわかりませんが、
政府部内といふよな問題ですが、支
拂期日を六ヶ月を三ヶ月に短縮する、
或いは今の保険の限度を七五%から九
〇%に引上げるという、まあ九〇%と
いうものがマキシマムなのだと、お
話ですが、そのものが一応政府部内で
は一体七五%から八〇%くらいまでの
ものなら折合いがつくとか、支拂期日
も六ヶ月というものを四ヶ月なら折合
いがつくというような段階には未だに
入つておらないのであります。
○政府委員(小笠公詔君) 只今の御指
摘の、いわゆる保険率をどの程度まで
上げるか、先ほどお話を上げまし
たように、まあ常識的に九〇%が一番
最高位だとは思ひのであります。そこ
まで持つて……、中小企業金融を円滑
にするためには、私どもいたしまし
ては一応そらが狙いではないかとい
う感じを実は持つておるわけでありま
す。ただ部内で、然らば九十まで行か
ないで七十五かそらの線で落着ける
か、こういふふうなことにつきまして
はいろいろな問題がありますが、ま
だはつきりと、例えれば八十五なら八十
五といふ線で落着きそらだと、いふ線ま
で実は参つておらないのであります。

○堀野清雄君 今のお話でよくわかりました。例えれば保険金支拂期間の短縮とか、あるいは保険金支拂期間の短縮とか、
いうようなものが、今のお言葉では政
府部内とまことに考へた今日、このものが幾分でも法
律的には正されて、そうして本当にこ
の金融業者が中小企業信用保険法とい
うものに同意して、自発的にこれを活
用してくれるよう段階に來てくれた
ら、私は年末金融というものは非常に
希望が持てたのです。そのものはたま／＼部内の結論
が出なかつたために大きな二点が阻止
されておる。そこで保険料の転嫁の問
題も銀行局長通牒でやり得るものまで
やつておらないといふよなことは、
私は甚だ中小企業厅としても遺憾であ
り、又当委員会としても、こういうよ
うな問題なら、むしろ大蔵省に向つて
私たちもはもつとこれを促進するのだつ
たといふよな考え方もありますので、
一応中小企業厅のお考へで、今の保険
料転嫁の措置といふものは銀行局長通牒でやり得るのかどうかといふ点に関
して一応承わりたいと思います。

○政府委員(小笠公詔君) 先ほどお答
えいたしましたように行政措置でもで
きるのであります。御指摘の本年二月
二十六日附銀行局長通牒であります
が、これを改正することによつて可能
であるというわけであります。私のほ
うといたしましては、この点を大蔵當
局に対しましてできるだけ転嫁率をも
う少し多くしてもららうように、具体的
に申しますと、私個人の意見を申上げ
ますと、三分の二程度転嫁するといふ
ところまで行きますすれば銀行側のほう
の引受と申しますが、それがよくなる
のではありませんか。ところまで行きま
すと、三分の二程度転嫁するといふ
局に対しましてできるだけ転嫁率をも
う少し多くしてもららうように、具体的
に申しますと、私個人の意見を申上げ
ますと、三分の二程度転嫁するといふ
ところまで行きますすれば銀行側のほう
の引受と申しますが、それがよくなる
のではありませんか。こういふふうに実は考
えておつたわけであります。又その線
で大蔵当局にもお願ひいたしておる。
ここまで実現を見ておらないのであります

が、この上とも努力をなお続けて参りたい、こう考えております。

○**境野清雄君** 今のような問題は、中小企業厅のほうの御説明でよくわかりましたが、委員長のほうにおきましても次の機会に一つ大蔵省のほうに出席してもらいまして、中小企業金融の一

つめのととしての信用保険法についても私は十二分に質問して見たいと思

ますので、そういうような機会ができるように一つお取計り願いたいと思

ります。

続いて私は今の信用保証協会とい

ものについて二、三点お伺いしたいの

でありますけれども、先ほど中小企業

庁長官がお話になりましたように、大

体この信用保証協会というものの出資

が九一・七%というような大きなウエ

イトを占めておりますので、どうして

私は地方公共団体といふものに対し

て裏付をしないことには、保証協会と

いうものは各県の力の入れ方によつて

非常にばら々になつておりますので、

こういうよろな点を考えますので、でき得るならば、私は信用保証協

会の拡充強化といふような問題につい

ては、これまでお話をありましたよう

はないだらうか。こんなよろに考えて

おりますので、取りあえず今度の法案

で謹んでおりますところの五〇%を再

保険するのだという考えは、この限度

で止めておくことが中小企業厅

のお考なのか、或いは全部をやる前

提として取りあえず百分の五十とい

るものをお考になつておるのか、その

点についてお伺いしたいと思

います。

○**委員長(竹中七郎君)** 先ほど加藤

委員からのお話を呼ぶことに對しま

ては、さよろ取計ります。

○**政府委員(小笠公詔君)** 先ほど加藤

委員からのお話を呼ぶことに對しま

りあえず五〇%で行こう。こういう考

え方であります。これはいわゆる戦前

におきます国家による再保証といふも

のが二割くらいからスタートしまして

漸次ずつこれを上げて參つております。

そういうふうな歴史もござります

ので、私としたしましては実施の経緯

よりまして漸次上げて参りたい、こ

ういうふうな考え方であるわけであり

ます。

○**境野清雄君** そうすると保険をする

ので、私としたしましては実施の経緯

によりまして漸次上げて参りたい、こ

ういうふうな考え方であるわけであり

ます。

○**政府委員(小笠公詔君)** これは旅行

の先ず第一に手続といたしまして指定

法人、例えば東京なら東京の信用保証

協会と政府で、本法の第九條の二によ

りまする保険契約といふものをいたし

ます。保険契約で東京は年五十億ばかり

りやつておりますので、半年二十五億

なら二十五億、二十五億までは第九條

の二によつて保険にかけるというよう

な一応の契約をいたすわけでありま

ります。そのため、政府の御意見も聞

いておきたい、又同時に委員諸君の御

意見も聞いておきたいのですが、この

とを又小林君から僕に申入れるとい

ります。

○**委員長(竹中七郎君)** よろしくござ

ります。

○**加藤正人君** 今私が聞いたのです

が、緑風会の奥むめお君が一昨日の晚

イギリスに発ちました。それでやはり

緑風会の議員の小林政夫君に頼んで行

ります。そのため、年五十億ばかり

りやつておりますので、半年二十五億

なら二十五億、二十五億までは第九條

の二によつて保険にかけるというよう

な一応の契約をいたすわけでありま

ります。そのため、政府の御意見も聞

いておきたい、又同時に委員諸君の御

意見も聞いておきたいのですが、この

とを又小林君から僕に申入れるとい

ります。

○**政府委員(小笠公詔君)** これは只今

の信用保険と同じように各保証協会五

〇でござりますが、保証協会からの申

請を待ちまして、その後割当てて参り

ます。特に御指摘のように、靴を例え

ば共同で作るというのは、自己の消費

の便利のためにこれを作つているので

あります。特に御指摘のように、靴を例え

ば共同で作るというのは、自己の消費

の便利のためにこれを作つているので

あります。特に御指摘のように、靴を例え

ば共同で作るというのは、自己の消費

の便利のためにこれを作つているので

あります。特に御指摘のように、靴を例え

ば共同で作るというのは、自己の消費

の便利のためにこれを作つているので

あります。特に御指摘のように、靴を例え

ば共同で作るというのは、自己の消費

の便利のためにこれを作つているので

に加えなかつたのは、如何なる理由か

といふことを聞いているのですが、同

時にこれは加入を認めてもらひる方法

はないだらうかといふのであります

が、ざつと私考へると、生活協同組合

の中に、たとえ靴の製造など営んでい

るものがあつて、一応中小企業者と似

ているものがあるとしても、それはこ

の法律で適用する対象にしている企業

者として、同一に見得するものである

かどうか。どうもちょっと感じは似て

いるけれども、どうかと思われるのでも

すが、政府はどういうふうにこの点を

判断されるか、それを伺いたいと思う

のであります。

○**政府委員(小笠公詔君)** 生活協同組

合は、消費生活の合理化或いは消費生

活の改善といふことを目的とした一つ

の協同団体であると思つてあります。一方中小企業等協同組合以下農業

協同組合等は、それを一つの事業とし

て、経営としてやつて行く、こういう

ことになつたので、政府の御意見も聞

の事業の内容だと思います。これが、余分の靴を若干流すということ

が、余分の靴を若干流すということ

が、

あります。

本体は飽くまでメン

バーの消費の目的

であります。

従つて私はそ

の靴の修理加工というようなものをや

つておるのも形は同じでも粗いは違

うといふうに考えまして、生活協同

組合を本法の適用対象にするといふ

ことは適当でないのじやないかといふ

うに私は実は見ておるわけ

あります。

○加藤正人君 委員諸君は今

の政府の

御意見に同調されるのでしようか。

これは小林君に聞かれたとき、

政府の

御答弁はこうであつた、又試みに委員

諸君の御意向を聞いたところが皆こ

であつたといふうに言いたいのです

ね、完全なる返事として……。

○委員長(竹中七郎君) 只今加藤君か

らの御提案でござりますが、各委員の

からからの御発言を求めていたと思いま

す。

○境野清雄君 私は今小笠長官の話さ

れた話にも幾分疑点を持つて

いるの

であります。といふことは、先般そ

の問題は多分何らかの形式で當委員

会へパンフレットか何かで陳情があ

つたと思うのであります。私も実はそ

れを見出したのですが、御承知の講和

や何かの問題がなかへくるようにな

つて來たので、またはつきり読み切らな

いのですが、それを私は見まして後に

加藤委員の質問にお答えしたいと思

うので、一日二日保留を願いたいと思

います。

○委員長(竹中七郎君) ほかの委員の

かたは……、島さんどうでしようか。

私はやはり奥さんなんかが

言われておるよう

に、生活協同組合も

明確に今長官のおつしやつたその概念

の範囲に入るかどうかは、境野委員の

お話をございました通り、もう少し検

討を要することだと思います。明確に

組合を本法の適用対象にするといふ

ことは適当でないのじやないかといふ

うに私は実は見ておるわけ

あります。

○島清君

私はやはり奥さんなんかが

言われておるよう

に、生活協同組合も

明確に今長官のおつしやつたその概念

の範囲に入るかどうかは、境野委員の

お話をございました通り、もう少し検

討を要することだと思います。明確に

組合を本法の適用対象にするといふ

ことは適當でないのじやないかといふ

うに私は実は見ておるわけ

あります。

○加藤正人君 委員諸君は今

の政府の

御意見に同調されるのでしようか。

これは小林君に聞かれたとき、

政府の

御答弁はこうであつた、又試みに委員

諸君の御意向を聞いたところが皆こ

であつたといふうに言いたいのです

ね、完全なる返事として……。

○委員長(竹中七郎君) 只今加藤君か

らの御提案でござりますが、各委員の

からからの御発言を求めていたと思いま

す。

○境野清雄君 私は今小笠長官の話さ

れた話にも幾分疑点を持つて

いるの

であります。といふことは、先般そ

の問題は多分何らかの形式で當委員

会へパンフレットか何かで陳情があ

つたと思うのであります。私も実はそ

れを見出したのですが、御承知の講和

や何かの問題がなかへくるようにな

つて來たので、またはつきり読み切らな

いのですが、それを私は見まして後に

加藤委員の質問にお答えしたいと思

うので、一日二日保留を願いたいと思

います。

○委員長(竹中七郎君) ほかの委員の

かたは……、島さんどうでしようか。

私はやはり奥さんなんかが

言われておるよう

に、生活協同組合も

明確に今長官のおつしやつたその概念

の範囲に入るかどうかは、境野委員の

お話をございました通り、もう少し検

討を要することだと思います。明確に

組合を本法の適用対象にするといふ

ことは適當でないのじやないかといふ

うに私は実は見ておるわけ

あります。

○加藤正人君 委員諸君は今

の政府の

御意見に同調されるのでしようか。

これは小林君に聞かれたとき、

政府の

御答弁はこうであつた、又試みに委員

諸君の御意向を聞いたところが皆こ

であつたといふうに言いたいのです

ね、完全なる返事として……。

○委員長(竹中七郎君) 只今加藤君か

らの御提案でござりますが、各委員の

からからの御発言を求めていたと思いま

す。

○境野清雄君 私は今小笠長官の話さ

れた話にも幾分疑点を持つて

いるの

であります。といふことは、先般そ

の問題は多分何らかの形式で當委員

会へパンフレットか何かで陳情があ

つたと思うのであります。私も実はそ

れを見出したのですが、御承知の講和

や何かの問題がなかへくるようにな

つて來たので、またはつきり読み切らな

いのですが、それを私は見まして後に

加藤委員の質問にお答えしたいと思

うので、一日二日保留を願いたいと思

います。

○委員長(竹中七郎君) ほかの委員の

かたは……、島さんどうでしようか。

私はやはり奥さんなんかが

言われておるよう

に、生活協同組合も

明確に今長官のおつしやつたその概念

の範囲に入るかどうかは、境野委員の

お話をございました通り、もう少し検

討を要することだと思います。明確に

組合を本法の適用対象にするといふ

ことは適當でないのじやないかといふ

うに私は実は見ておるわけ

あります。

○加藤正人君 委員諸君は今

の政府の

御意見に同調されるのでしようか。

これは小林君に聞かれたとき、

政府の

御答弁はこうであつた、又試みに委員

諸君の御意向を聞いたところが皆こ

であつたといふうに言いたいのです

ね、完全なる返事として……。

○委員長(竹中七郎君) ほかの委員の

かたは……、島さんどうでしようか。

私はやはり奥さんなんかが

言われておるよう

に、生活協同組合も

明確に今長官のおつしやつたその概念

の範囲に入るかどうかは、境野委員の

お話をございました通り、もう少し検

討を要することだと思います。明確に

組合を本法の適用対象にするといふ

ことは適當でないのじやないかといふ

うに私は実は見ておるわけ

あります。

○加藤正人君 委員諸君は今

の政府の

御意見に同調されるのでしようか。

これは小林君に聞かれたとき、

政府の

御答弁はこうであつた、又試みに委員

諸君の御意向を聞いたところが皆こ

であつたといふうに言いたいのです

ね、完全なる返事として……。

○委員長(竹中七郎君) ほかの委員の

かたは……、島さんどうでしようか。

私はやはり奥さんなんかが

言われておるよう

に、生活協同組合も

明確に今長官のおつしやつたその概念

の範囲に入るかどうかは、境野委員の

お話をございました通り、もう少し検

討を要することだと思います。明確に

組合を本法の適用対象にするといふ

ことは適當でないのじやないかといふ

うに私は実は見ておるわけ

あります。

○加藤正人君 委員諸君は今

の政府の

御意見に同調されるのでしようか。

これは小林君に聞かれたとき、

政府の

御答弁はこうであつた、又試みに委員

諸君の御意向を聞いたところが皆こ

であつたといふうに言いたいのです

ね、完全なる返事として……。

○委員長(竹中七郎君) ほかの委員の

かたは……、島さんどうでしようか。

私はやはり奥さんなんかが

言われておるよう

に、生活協同組合も

明確に今長官のおつしやつたその概念

の範囲に入るかどうかは、境野委員の

お話をございました通り、もう少し検

討を要することだと思います。明確に

組合を本法の適用対象にするといふ

ことは適當でないのじやないかといふ

うに私は実は見ておるわけ

あります。

○加藤正人君 委員諸君は今

の政府の

御意見に同調されるのでしようか。

これは小林君に聞かれたとき、

政府の

御答弁はこうであつた、又試みに委員

諸君の御意向を聞いたところが皆こ

であつたといふうに言いたいのです

ね、完全なる返事として……。

○委員長(竹中七郎君) ほかの委員の

かたは……、島さんどうでしようか。

私はやはり奥さんなんかが

言われておるよう

に、生活協同組合も

明確に今長官のおつしやつたその概念

の範囲に入るかどうかは、境野委員の

お話をございました通り、もう少し検

討を要することだと思います。明確に

組合を本法の適用対象にするといふ

ことは適當でないのじやないかといふ

うに私は実は見ておるわけ

あります。

○加藤正人君 委員諸君は今

の政府の

御意見に同調されるのでしようか。

これは小林君に聞かれたとき、

政府の

御答弁はこうであつた、又試みに委員

諸君の御意向を聞いたところが皆こ

であつたといふうに言いたいのです

ね、完全なる返事として……。

○委員長(竹中七郎君) ほかの委員の

かたは……、島さんどうでしようか。

私はやはり奥さんなんかが

言われておるよう

に、生活協同組合も

明確に今長官のおつしやつたその概念

の範囲に入るかどうかは、境野委員の

お話をございました通り、もう少し検

いろいろ／＼疑問を持つようなものが将来出て来ないとも限らない、やはりそういうのは早く制度化されるほうがよいのじやないかと思つたのでございましたが、今のところでは全然監督権はないわけであります。

○政府委員(小笠公語君) まあ民法に基く監督権といふものだけになつております。それでは弱過ぎやせんか、こういふに實は考えております。

○境野清雄君 ここに今頂きました第九條の四の規定によつて政府が實際に支拂うべき保険金の算出方法といふものを簡単に結構ですから一つ御説明願いたいのですが……。

○委員長(竹中七郎君) やりました。○境野清雄君 それならばいいです。それならあとで……。それでは今は取り消します。

○委員長(竹中七郎君) 次に輸出信用保険法に關しまして、中川君より質問の御要求がありますから……。中川君。

○中川以良君 海外市場調査会、いわゆるジエトロについてもよつとお伺いしたいのですが、これは政府から助成金を出されるのですが、このジエトロ自身の経費といふものは、助成金とそのほか、どういふものを以て賄われておるかを一つ……。

○説明員(井上尚一君)

ジエトロ、これは海外市場調査会、今年度国のはうからの補助金三千五百万円の予定であり、これ以外に地方公共団体及び民間のほうからの結局寄附といふものがその大部でござります。大体財源としましてはそういうふうに国と地方公共団

体、それから民間のほうからの寄附、三つでございます。

○中川以良君 本年度の三千万円も全く出しておるのですが、それとともに程度出しておりますが、それとどもこの部で國のほうから交付が済んでおりまます。これは海外市場調査会の海外における活動に要する経費の補助といふことに相成つております。そういう關係

上、今年出発しましてから人的的、物的、いろ／＼な事業上の準備に相当の月日を要しましたのは、比較的最近であるといふに付したのは、五百萬円程度を交付した、そういう程度でござります。

○中川以良君 もう年度も半ば以上過ぎておるのに、まだ六分の一しか出ていないのですが、あとの残りの二千五百万円は本年度中に有効に消化される見通しが付いておるのでですか。

○説明員(井上尚一君) 前回にも海外市場調査会の事業の状況につきまして、最近の経過を申しましたわけでございまして、海外の調査員につきましては、最近十八名の任命を見ました

ところですが、その点はどうでございましょうか。

○説明員(井上尚一君) ジエトロの計画当初の情勢について申しますれば、仰せの通りに、当時は日本の貿易業界全般を通じまして、海外の的確な情報の收集といふことが極めて困難な状態にありました。これに参りましたが、最近化して参るといふに我々としてもおこなつておる、今後は海外調査員のほうも急速にこれを増員を考えておる、そういうふうに一応軌道に乗つて参りました関係上、今後は急速に活潑化して参るといふに我々としてもおこなつておる、今並びに今年度中の事業活動の見通し

等から申しまして、三千万円全額、こは漸次その期待と申しますか、必要性

の三千万円の全額交付に相当し得るような事業内容を見得るかといふ点につきましては、多少疑問を持つておる

わけでございますが、必ず最小限度で国に交付をしたい、そういう予定を以て進めております。

○中川以良君 これは会員組織にでもなつておりますが、会費とか何とかいふものを各事業者が拂込をするというような形式をとつておるのでございましょうか。

○説明員(井上尚一君) 財團法人ではござりますが、一定の会員と申しますが、協賛者をいろいろ募集中でござります。

○中川以良君 この会のできます当初と現在と比べますと、現在は各大きな事業会社等は、みずから海外派遣員を出して、いろ／＼調査をして、その他いわゆる輸出入の実体の仕事をつておるのではありますが、従つて初めておけるのであります。そういう大きな事業会社が最近はこれに協力をしないと期待していたほど、そういう大きな事

業会社が最近は本年度中に有効に消化される見通しが付いておるのであります。これが本年度も半ば以上過

ぎておるのに、まだ六分の一しか出ていないのですが、あとの残りの二千五百万円は本年度中に有効に消化される見通しが付いておるのであります。

○中川以良君 もう年度も半ば以上過

ぎておるのに、まだ六分の一しか出ていないのですが、あとの残りの二千五百万円は本年度中に有効に消化される見通しが付いておるのであります。

○説明員(井上尚一君) これは本部が大阪にござりまするため、関西方面では相当に利用もされておるようになりますが、関東のほうはどうも私はこの会に

が、関東のほうはまだ純いのじやないかと

が軽減、小さくなつておるのではないのかという点は、そういう傾向もこれは二千万円近いものは交付をしたい、そういう予定を以て進めております。

○中川以良君 これは会員組織にでもなつておりますが、会費とか何とかいふものを各事業者が拂込をするというような形式をとつておるのでございましょうか。

○説明員(井上尚一君) 財團法人ではござりますが、一定の会員と申しますが、協賛者をいろいろ募集中でござります。

○中川以良君 この会のできます当初と現在と比べますと、現在は各大きな事業会社等は、みずから海外派遣員を出して、いろ／＼調査をして、その他いわゆる輸出入の実体の仕事をつておるのではありますが、従つて初めておけるのであります。そういう大きな事

業会社が最近は本年度中に有効に消化される見通しが付いておるのであります。これが本年度も半ば以上過

ぎておるのに、まだ六分の一しか出ていないのですが、あとの残りの二千五百万円は本年度中に有効に消化される見通しが付いておるのであります。

○中川以良君 もう年度も半ば以上過

ぎておるのに、まだ六分の一しか出ていないのですが、あとの残りの二千五百万円は本年度中に有効に消化される見通しが付いておるのであります。

○説明員(井上尚一君) これは本部が大阪にござりまするため、関西方面では相当に利用もされておるようになりますが、関東のほうはどうも私はこの会に

が、関東のほうはまだ純いのじやないかと

が軽減、小さくなつておるのではないかと存しますけれども、かという点は、そういう傾向もこれは二千万円近いものは交付をしたい、そういう予定を以て進めております。

十一月十七日本委員会に左の事件を付託された。正する法律案(衆)(予備審査のための付託は十一月十二日)

一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十一月十三日)

午後三時四十分散会

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。散会いたします。

昭和二十六年十一月十九日